各種届出の提出時期のご案内

当該指定に係る内容の変更・廃止等がある場合は、内容に応じて届出・申請が

必要になります。

**事前相談が必要なものについては、なるべく早い段階で中野区へご相談ください。**

**１ 変更届（赤字は令和５年４月より適用）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **変更事項** | **事前相談** | **提出期限** |
| 事業所(施設)の名称 | 必要 | 変更月の前月15日までに必着(15日が閉庁日の場合、前の開庁日まで必着) |
| 事業所(施設)の所在地(設置の場所)※レイアウト変更含む | 必要 | 変更予定日の前々月末日 |
| 申請者(設置者)の名称(法人名変更) | 必要 | 変更後、10日以内 |
| 主たる事務所の所在地(法人本部の移転) | 必要 | 変更後、10日以内 |
| 法人代表者の氏名及び住所 | 必要 | 変更後、10日以内 |
| 登記事項の変更(当該事業に関するものに限る。)※役員等の変更含む | 不要 | 変更後、10日以内 |
| 管理者及び児童発達支援管理責任者の変更※氏名及び住所の変更含む | 必要 | 変更後、10日以内 |
| 主たる対象者の変更・追加 | 必要 | 変更月の前月15日までに必着(15日が閉庁日の場合、前の開庁日まで必着) |
| 運営規定(利用定員の変更) | 必要 | 変更月の前月15日までに必着(15日が閉庁日の場合、前の開庁日まで必着) |
| 運営規定(営業日・営業時間・サービス提供時間の変更) | 必要 | 変更後、10日以内 |
| 運営規定(上記以外) | 不要 | 変更後、10日以内 |
| 従業者の変更【加算を追加する場合】 | 不要 | 算定開始月の前月15日までに必着(15 日が閉庁日の場合、前の開庁日まで必着) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **変更事項** | **事前協議** | **提出期限** |
| 従業者の変更【加算を削除・減額する場合】 | 不要 | 変更後速やかに |
| 従業者の変更【児童指導員・保育士・機能訓練担当職員・看護職員が変更し、加算に影響がない場合】 | 不要 | 変更後、10日以内 |
| 従業者の変更【その他の従業者が変更し、加算に影響がない場合】 | 不要 | 概ね２～３ヶ月以内 |
| 障害児(入所・通所)給付費の請求に関する事項(加算の追加)※定員区分の変更を伴う定員の変更含む | 不要 | 算定開始月の前月15日までに必着(15 日が閉庁日の場合、前の開庁日まで必着) |
| 障害児(入所・通所)給付費の請求に関する事項(加算の削除・減額) | 不要 | 変更後速やかに |
| 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該医療機関との契約内容 | 不要 | 変更後、10日以内 |
| 法人形態の変更例)ＮＰＯ法人→社会福祉法人 | 必要 | 例)NPO法人の廃止届は廃止日の１ケ月前社会福祉法人での新規申請は指定希望日の前々月末日 |
| 新規事業の追加※多機能型への変更 | 必要 | 追加する事業の新規申請は指定希望日の前々月末日 |
| 同一敷地内で他事業の開始又は廃止 | 必要 | 変更予定日の前々月末日 |

**２ 変更届出に関する注意点**

（１）届出様式については、随時改善を図っています。

変更届をご提出いただく際は、最新のものを是非ご活用ください。

（２）事業所所在地の変更(レイアウト変更を含む)

賃貸物件の場合、契約締結前に相談してください。

現地確認が必要になります。

（３）法人所在地・法人名・代表者名の変更

給付費の請求システム上、時期が遅れるとエラーになる場合があります。

（４）定員・営業時間の変更

指導訓練室の広さや従業者の配置要件を確認する必要があります。

（５）管理者及び児童発達支援管理責任者の変更

児童発達支援管理責任者が不在、変更の可能性があると認識した時点で相談してください。また、後任予定者については、実務要件を満たすか確認が必要になりますので、事前に連絡してください。

（６）主たる対象の変更・追加

重症心身障害児以外を対象とする事業所が重症心身障害児を対象とする事業所に変更する場合、指定要件が異なるので、事前に連絡してください。

（７）法人形態の変更

例えば、法人形態がＮＰＯ法人から社会福祉法人に変更する場合、ＮＰＯ法

人運営での事業所を廃止し、社会福祉法人が運営する事業所として新規申請が必要になります。都開催の指定協議説明会の上、指定希望月の４ケ月前までに障害児通所支援事業事前調査票の提出が必要になります。また、既存の事業所については、廃止日の１ケ月前までに廃止届の提出が必要になります。

まずは、事前に連絡してください。

（８）新規事業の追加(多機能型への変更)

指定を受けている事業以外に追加で新たに事業を行うためには、新規申請が必要になります。まずは、事前に連絡してください。

例)児童発達支援を行っている事業所が放課後等デイサービスを同事業所で行

う場合は、放課後等デイサービスの新規申請が必要になります。

（９）同一敷地内で他事業の開始又は廃止

同一敷地(同一建物)内で障害福祉サービス等の事業を開始又は廃止するために平面図の変更となる場合は、現地確認が必要になります。まずは、事前に連絡してください。

例)放課後等デイサービスを行っている事業所が同一建物で居宅介護を行う

場合。